

公益財団法人杜の都医学振興財団
2024年度 研究助成金募集要項

1. 趣旨	感染症学および微生物学の発展を支援するため、感染症学および微生物学研究に従事する若手研究者に対して研究助成金の交付を行います。
2. 対象分野	感染症学および微生物学に関する基礎医学的、臨床医学的、および社会医学的研究を対象とします。
3. 申請者 応募資格	次の要件のいずれも満たす必要があります。 (1) 日本国内の大学、もしくは「科学研究費補助金取扱規程」第2条に規定される「研究機関」(※1)に所属する者で、感染症学もしくは微生物学研究に従事していること。 (2) 応募翌年の4月1日時点で、満40歳以下であること。 ・共同研究者の年齢は問いません。 ・申請者の国籍は問いません。 (3) これまでに同一テーマで他の財団や機関から研究助成を受けていないこと。 (4) 所属上長(※2)から研究実施の承諾を得ていること。 (5) 当財団から2023年中に研究助成金を受領していないこと。(※3)
4. 応募受付期間	4月1日(月)～5月31日(金) 17時(締切)
5. 応募方法	当財団ホームページの電子申請システム(Graain)から申請してください。 応募書類(①2024年度助成金交付申請書 ②推薦状および研究実施承諾書)は「Graain」内の配布書類からダウンロードしてご使用ください。郵送での受付は行なっておりません。 (1) 「Graain」に新規アカウントを作成。 (2) ログイン後、画面表示に従い必要情報を入力の上、応募書類をPDFファイルにて提出してください。
6. 推薦者	所属する部課もしくは研究室の責任者による推薦を受けてください。
7. 交付者の報告 等の義務	(1) 研究経過報告書及び助成金使途明細一覧を翌年8月31日までに提出していただきます。 (2) 助成対象研究に採用された場合は、特別の事情が無い限り、当財団ホームページ上において、氏名、所属機関、役職、研究テーマ、(1)にて提出いただく研究経過報告書を公表いたします。 (3) 助成金交付の通知を受けた後(助成対象期間含)に、異動・助成研究の変更や中止等が生じた場合には、速やかに事務局までご連絡ください。 (4) 研究の成果の全部、もしくは一部を刊行または発表する場合には、その刊行物または発表資料を提出してください。 (5) (4)の刊行もしくは発表に際しては、当財団より助成を受けた旨を明示していただきます。和文の場合は「公益財団法人 杜の都医学振興財団」、英文の場合は、「Morinomiya Medical Research Foundation」と表記して下さい。

8. 利用規約及び個人情報の取り扱い	本選考において財団が取得した個人情報、財団の事業目的範囲外で利用することはありません。また、申請者の許可なく第三者に個人情報を提供はいたしません。詳細規程についてご質問がある場合は財団事務局までお問合せください。
9. 選考方法	選考委員会において選考し、理事会で正式に決定します。 (採否理由に関するご質問には回答いたしかねますのでご了承ください。)
10. 採否の通知	本年8月上旬に応募者全員に選考結果を通知します。
11. 助成内容	<p>(1) 助成金額：1件あたり最大50万円</p> <p>(2) 助成件数：10件程度</p> <p>(3) 助成金の使途：申請者が研究を推進する費用であれば、直接経費、間接経費を問いません。ただし、申請者が所属する組織、機関の間接経費、一般管理費(オーバーヘッド)、他の研究に流用可能な経費につきましては認めません。</p> <p>(4) 認めない使途：・申請者および共同研究者への日当、謝金、報酬(旅費日当、出張日当、講演料、原稿料、翻訳料、通訳料など役務提供による謝金、報酬)</p> <p>(代表例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募者本人および共同研究者の授業料 ・応募者本人および共同研究者の所属機関への通勤・通学交通費 ・学会年会費 ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンター、ソフトウェアなどのOA機器 ・応募助成金額の50%を超える業務委託費およびデータ購入費 ・応募助成金額の50%を超える旅費 <p>(その他使途につき不明な点がありましたら個別に事務局までお問合せください。)</p> <p>(5) 交付先：申請のあった口座への振込(申請者個人の口座への振込は不可とし、所属する機関が管理する口座に限ります。)</p> <p>(6) 交付時期：本年8月末日迄</p> <p>(7) 助成対象期間：本年9月1日～翌年8月31日</p>
12. 問い合わせ先	公益財団法人杜の都医学振興財団 事務局 E-mail: morinomiya@morinomiya.or.jp
13. 注釈	<p>※1 対象機関は日本学術振興会の機関番号一覧をご確認ください。 →日本学術振興会 機関番号一覧のページへ</p> <p>※2 所属上長とは、大学所属の場合には所属学部長、病院所属の場合には病院長、研究機関所属の場合には所長に相当する、ご自身の所属する機関長を指します。</p> <p>※3 研究テーマが異なる場合も、同一研究者の方からの2年連続での受給を認めない趣旨です。</p>